

横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程改正について

下記「新旧対照表」のとおり、横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程の一部を改正する。

○提案理由

契約事務に関して、市の規則に準じて実施することを明記するもの。

○横手市地域公共交通活性化協議会事務局規程 新旧対照表（R5.2.13改正）

旧	新
(文書の取扱い) 第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、横手市において定められている文書の取扱いの例による。 附 則 [略]	(文書の取扱い) 第6条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、横手市において定められている文書の取扱いの例による。 <u>また、契約に関する手続き及び文書の取扱いは、横手市の例によるものとし、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号）及び関連内規の規定を準用する。</u> 附 則 [略] <u>附 則</u> <u>この規程は、令和5年2月13日から施行する。</u>

なお、これとは別に市例規において「横手市地域公共交通活性化協議会設置要綱」の改正を令和5年4月1日付けで行う予定。

改正の内容は、委員にJR東日本秋田支社を加えるというものであり、予めご承知くださるようお願いしたい。

(来年度、新たな地域公共交通計画を策定するにあたり、鉄道の位置付けを含めて当市の公共交通を議論する必要があるため、委員としてJR東日本秋田支社からも協議に参加いただくよう要綱を改正するもの。)